

第25期 | 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2021年12月23日(木曜日)午前10時
午前9時30分 受付開始

場所 | 東京都渋谷区南平台町16-17
住友不動産渋谷ガーデンタワー 1F
ベルサール渋谷ガーデン

決議事項

- 第1号議案 取締役2名選任の件
- 第2号議案 取締役及び監査役に対する
譲渡制限付株式の付与の
ための報酬決定の件

目次

第25期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	35

証券コード 4475
2021年12月 8 日

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町16番28号
H E N N G E 株 式 会 社
代表取締役社長 小 椋 一 宏

第25期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染予防の観点より、株主の皆様の安全・安心を最優先するため、ご健康状態によらず、株主総会当日の会場へのご来場を極力お控えいただくとともに、同封の議決権行使書用紙の郵送又はインターネットにより、事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使方法のご案内」に従って、2021年12月22日（水曜日）午後7時（当社営業時間の終了時）までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日は、お土産のご用意及び飲料のご提供はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月23日（木曜日） 午前10時
（当日は午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都渋谷区南平台町16-17 住友不動産渋谷ガーデンタワー 1F
ベルサール渋谷ガーデン

3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 第25期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 取締役2名選任の件
- 第2号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

(インターネットによる開示について)

- ・当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト(<https://hennge.com/jp/ir/meeting/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容を当社ウェブサイト(<https://hennge.com/jp/ir/meeting/>)に掲載いたします。

(新型コロナウイルス感染予防のための対応について)

新型コロナウイルス感染予防のため以下のとおりご案内申し上げますとともに、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・感染予防対策として必要な措置を講じたうえで株主総会を開催いたしますが、ご健康状態によらず、当日の会場へのご来場は極力お控えいただき、同封の議決権行使書用紙の郵送又はインターネットにより、事前の議決権行使をお願い申し上げます。(議決権行使方法のご案内は招集ご通知3頁から4頁をご覧ください。)
- ・感染予防のため、会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・会場へは、マスクをご着用のうえご入場ください。
- ・会場入口にて検温、手指のアルコール消毒を実施させていただきます。体調がすぐれないと見受けられる株主様や、発熱があると認められる株主様におかれましては、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

〈当社の対応〉

- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、会場内外において、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用にて対応させていただきますが、株主総会の議事進行上、必要に応じてマスクを外す場合がございますので、予めご了承ください。
- ・感染予防のため、開催時間を短縮する観点から、報告事項や決議事項のご説明を例年よりも短縮させていただく場合がございます。株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。

=====

お願い

◎当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席の場合



株主総会日時 2021年12月23日(木曜日) 午前10時開催
(受付開始：午前9時30分)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使をされる場合は、当社の議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として当社の株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名又は記名押印のある委任状等代理権を証明する書類及び株主様ご本人の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。株主でない代理人及び同伴者の方など、株主様以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。

極力、書面の郵送又はインターネットの方法により、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう、お願い申し上げます。

郵送による議決権の行使の場合



行使期限 2021年12月22日(水曜日) 午後7時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙の記入方法

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印

※第1号議案において、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

①ご注意

郵送による議決権の行使において、各議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

ミシン目より切り取って、こちらをご投函ください。

インターネットによる議決権の行使の場合



行使期限 2021年12月22日(水曜日) 午後7時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。

- (1) 行使期限は2021年12月22日(水曜日)午後7時までとなっております。同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 議決権行使書用紙とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) パスワード(株主様が変わられたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によって、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議決権行使期限

2021年12月22日（水曜日）午後7時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

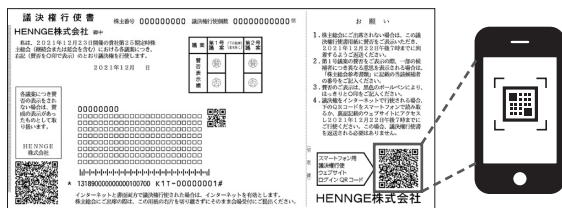


スマートフォンを使用して QRコードを読み取る方法

「スマート行使」について

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限り有効です。議決権を再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

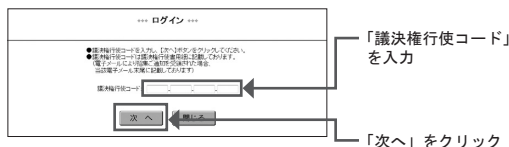
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

アクセス手順について

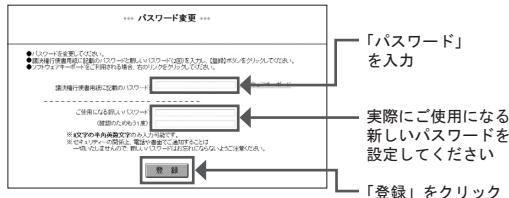
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。




- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

本サイトでのインターネットによる議決権行使に関する操作方法がご不明の場合は、右記にお問合せください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間
平日午前9時～午後9時

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、創業以来「テクノロジーの解放(Liberation of Technology)で世の中を変えていく。」というビジョンを掲げ、私たち独自の技術や時代の先端をいく技術を法人企業等がその恩恵を受けやすい形に整え新しい価値として提供することにより、世界の発展に貢献するべく事業を展開しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に回復の兆しも見えたものの新型コロナウイルス感染症における変異種の感染再拡大により経済活動が抑制され、今後も景気は依然として不安定な状況が続くと見込まれております。

不透明な状況下においても、当社グループの属するソフトウェア業界を含む情報通信サービス業界では、少子高齢化による日本の労働力人口が減少している課題に対処するための労働生産性向上を目的としたクラウドサービスの利用が拡大しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、国内外問わずリモートワークやオンライン教育、またデジタルトランスフォーメーションの需要が後押しとなり、クラウドサービスに対する需要は一層拡大傾向となっております。

このような経営環境の中で、当社グループは、クラウドサービスを導入して業務効率化を図る企業に対し、クラウドサービスの利便性を損なうことなく、セキュリティリスクを軽減させる「HENNGE One」を成長のドライバーと位置付け、事業を推進しております。場所や端末を選ばずにいつでもどこからでも機動的にサービスを利用できるというクラウドサービスの特性は、業務に幅広い柔軟性をもたらします。しかしながらこの特性は、たとえば意図しない場所からアクセスが可能になってしまうかもしれないといったセキュリティ上の懸念にもつながります。また、クラウドサービスを社内で複数利用しようとする、従業員はクラウドサービス毎にIDとパスワードを用いてログインする煩雑さに、そして会社は従業員毎に複数保有するクラウドサービスのID管理の煩雑さに直面することになります。当社グループは、より多くの企業がクラウドサービスを導入することでBCP(事業継続計画)対策や労働生産性向上を果たせるよう、企業におけるこれらの懸念を解決するサービスを提供し、ひいては日本経済の活性化に貢献したいと考えております。

当社グループは、中長期的な株主価値及び企業価値の向上を目指すべく、主要サービスである「HENNGE One」のLTV(注1)及びARR(注2)を重要な経営指標としております。

当連結会計年度においても、このLTV及びARRの最大化を目指すため、契約社数、1ユーザあた

りの単価を向上させるとともに、低解約率、低原価率の維持を図ってまいりました。そのために、大規模オンラインイベントを実施する等、従来対面形式で行ってきた営業活動をオンラインで実施するとともに、引き続き継続的な売上高の成長の実現に向け、積極的なマーケティング活動や人材採用をはじめとした営業体制の強化や、新機能追加によるサービスラインアップの充実に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,845百万円（前連結会計年度比16.7%増）、営業利益380百万円（同29.4%減）、経常利益383百万円（同28.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益224百万円（同36.9%減）となりました。なお、売上高のうち4,717百万円（売上高全体のうち97.4%）は解約がされない限り翌期も継続的に売上高となる性質の売上で構成されており、当社グループの安定的な収益基盤を構築しております。また、当社グループの研究開発部門において基盤システムの効率化を継続的に実施した結果、売上総利益率は前連結会計年度比0.7ポイント増の83.0%となりました。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントであります。売上区分別の事業概況は、次のとおりであります。

1. HENNGE One事業

不正ログイン対策、スマートフォン紛失対策、メールの情報漏洩対策などを一元的にクラウドサービス上で提供する「HENNGE One」については、営業面ではターゲット市場の拡大を進める施策として、大規模オンラインイベントを開催し、これまで対面形式で行ってきたイベントをオンラインで開催してまいりました。また営業職とカスタマーサクセス職の採用・教育、パートナー（販売代理店）との連携強化を進めることで、首都圏及びその他の地域での販売拡大のための体制作りにも引き続き注力いたしました。運営面では、既存ユーザの声を製品開発に反映しやすい体制を作り、よりよいサービスを目指すとともに、解約率を低減するための施策を進めてまいりました。さらに開発面においては、既存機能の改善や新機能の追加開発のため、日々研究開発を重ねております。

これら活動の結果として、新機能の追加によるサービスラインアップの充実や、首都圏、名阪地域を中心とした新規受注の獲得、低解約率の維持を達成いたしました。

この結果、HENNGE One事業の売上高は、4,355百万円（前連結会計年度比20.4%増）となりました。また、翌連結会計年度の収益見込みのベースとなるARRは4,740百万円（前連結会計年度末比21.2%増）、当連結会計年度末時点の契約企業数は1,952社（同17.1%増）、契約ユーザ数は2,137,841人（同9.7%増）、直近12ヶ月の平均月次解約率は0.25%（同0.09ポイント増）となりました。

2. プロフェッショナル・サービス及びその他事業

プロフェッショナル・サービス及びその他事業については、期初策定の計画通りに業績は推移

いたしました。「HDE Mail Application Server #Delivery」とそれに付帯するサービス及びクラウド型のメール配信システム「Customers Mail Cloud」につきましては、金融機関等の既存顧客からの契約の継続に加えて、新規案件やユーザ追加等の受注も、堅調に推移いたしましたが、既にサポート終了を予定していた既存製品のサポートの売上減少の影響により、売上高は前年同期比で減少しております。

なお、地域住民とのスムーズな双方向コミュニケーションを実現する新しい取組であるコミュニケーションサービス「SumaMachi（旧CHROMO）」の全国自治体への販売を継続的に実施するなど、日々、将来のプロフェッショナル・サービス事業の基盤となるサービスの研究開発を重ねております。

この結果、プロフェッショナル・サービス及びその他事業の売上高の合計は、490百万円（前連結会計年度比8.4%減）となりました。

(注1)LTV (Life Time Value)

顧客が顧客ライフサイクルの最初から最後までの中に当社の商品やサービスを購入した（する）金額の合計です。

(注2)ARR (Annual Recurring Revenue)

対象月の月末時点における契約ユーザから獲得する、翌期以降も経常的に売上高に積み上げられる可能性の高い年間契約金額の総称です。

(2) 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特筆すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 技術革新への対応

IT業界における日進月歩の技術革新に留まらず、多くの企業においてデジタル変革（DX化）が進んでおり、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術をサービスに適切に取り入れていくこと及び市場やユーザのニーズを適時、的確に捉えることが重要であると認識しております。当社グループでは、2021年8月にHENNGE Oneについて新機能のリリースを発表（2021年10月1日より提供開始）しておりますが、このような社内開発活動に加え、HENNGE Oneに続く新規事業開発、事業投資や事業提携等も推進していくことで、市場のニーズに合致した技術力を保持してまいります。

② 開発体制の効率化と強化

ITや先進技術分野への需要は拡大しており、IT技術者不足が、企業の開発力の維持、強化を阻む要因の一つとなっております。当社グループでは、優秀なIT技術者の採用と育成強化に取り組むとともに、国外も含めた幅広い層にアプローチすることで、より優秀な人材を確保するため、グローバルインターンシッププログラムの実施や英語の社内公用語化等の取り組みをしております。前事業年度に引き続き、当事業年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により取り組みの一部が制限されておりますが、国内在住での国籍を問わない採用に注力するなど、環境に合わせた体制の強化を図ってまいります。

③ 認知度の向上及び販売力の強化

HENNGE OneのARRにつきまして、当連結会計年度は前連結会計年度末21.2%増と堅調に伸長しておりますが、更なる収益拡大を図るためには、当該サービスの認知度向上と営業力の強化が重要であると認識しております。当社グループでは、2021年2月に、大規模デジタルイベント「HENNGE NOW!」やこのイベントへの集客を目的としたテレビCMやウェブ、交通広告等を実施いたしました。今後も状況に応じた戦略的かつ効果的な広告宣伝活動を実施するとともに、優秀な営業人材の採用や育成、また、販売代理店との連携強化を図ってまいります。

④ 海外への展開

HENNGE Oneはクラウドサービスであるため、国境を越えた展開の可能性を有しております。当事業年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、海外へ赴いてのリサーチを実施できませんでしたが、当社グループでは、中長期的にSaaSの利用拡大が特に見込まれるアジア市場を引き続きターゲットとして捉え、販売拡大を図るとともに、アジア市場以外の海外市場への進出可能性につきましても、継続して検討してまいります。

⑤ 人材の採用・育成とダイバーシティの推進

変化の激しい環境において、常に変化と挑戦が必要だと考えており、そのために多種多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材の採用及び育成が重要であると認識しております。当社グループでは、英語を社内公用語とし、ダイバーシティを尊重するカルチャーを醸成するとともに、当社グループのカルチャーに共感した優秀な人材が中長期に渡って高い意欲を持って働ける環境の整備に取り組んでおります。また、リモートワーク環境下においても機能し、効果が期待できる研修プログラムを構築、改善するなど、人材の育成にも努めております。

⑥ 顧客満足度の向上

LTV最大化のためには顧客満足度の向上が必要であると考えております。当社グループでは、2021年8月にHENNGE Oneについて顧客ニーズを捉えた新機能のリリースを発表しておりますが、今後も積極的にユーザとのコミュニケーションを図り、当社グループのサービスに対する要望・意見を収集・分析し、既存サービスの改善及び新サービス開発に反映させてまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンスを企業経営の透明性・公正性を確保し、継続的な成長を図るために必要不可欠な機能と位置付けております。当社グループでは、株主をはじめ、ステークホルダーとの信頼関係に基づく経営を実現できるようガバナンスの強化に努めるとともに、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの運用についても、監督・監査を強化し、充実を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区分	第22期 2018年9月期	第23期 2019年9月期	第24期 2020年9月期	第25期 2021年9月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	2,834,900	3,426,851	4,152,655	4,844,887
経常利益 (千円)	219,258	177,513	535,457	383,403
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	123,331	109,897	354,981	223,835
1株当たり当期純利益 (円)	8.07	7.14	22.58	13.87
総資産 (千円)	2,315,415	2,603,200	4,240,770	4,491,217
純資産 (千円)	583,525	691,294	1,821,808	1,842,829
1株当たり純資産 (円)	37.92	44.92	113.85	113.45

(注) 当社は、2019年7月19日開催の取締役会決議により、2019年8月14日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
台湾惠頂益股份有限公司	22,000千台湾ドル	100%	HENNGE Oneの販売等

(注) 台湾惠頂益股份有限公司は、2020年12月に、10,000千台湾ドルの増資を行っております。

(11) 主要な事業内容

当社は主に下記のような事業を展開しております。

HENNGE One事業	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスセキュリティ、デバイスセキュリティ、メッセージングセキュリティにおけるクラウドサービスの提供 ・メッセージング分野におけるクラウドサービスの提供
--------------	--

プロフェッショナル・サービス及び その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー管理における導入型ソフトウェア製品の開発と販売 ・メッセージングセキュリティにおける導入型ソフトウェア製品の開発と販売 ・メッセージング分野における導入型ソフトウェア製品の開発と販売 ・メッセージング分野におけるクラウドサービスの提供 ・それらに付帯するサービスの提供
---------------------------	---

(12) 主要な事業所(2021年9月30日現在)

本社 東京都渋谷区
 大阪ランチオフィス 大阪府大阪市
 名古屋ランチオフィス 愛知県名古屋市
 福岡ランチオフィス 福岡県福岡市

(13) 従業員の状況(2021年9月30日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
213名(16名)	32名増(3名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員、アルバイト及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

当社グループの事業に重要な影響を与える借入金はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 (注) 1 61,540,000株
- (2) 発行済株式の総数 (注) 2 16,244,200株
(自己株式79株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 4,084名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株) (注) 3	持株比率 (%) (注) 4
小椋 一宏	4,112,500	25.32
宮本 和明	2,050,300	12.62
永留 義己	1,865,900	11.49
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCO UNT	1,688,099	10.39
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 0 0 5 5	641,400	3.95
HENNGE従業員持株会	319,348	1.97
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	306,500	1.89
株式会社ブイ・シー・エヌ	300,000	1.85
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) R E FIDELITY FUNDS	284,959	1.75
BBH FOR FIDELITY ADVISOR S ERIES VIII : FIDELITY ADVIS OR EMERGING ASIA FD	244,994	1.51

- (注) 1. 当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行う予定であり、同日付で発行可能株式総数は、61,540,000株増加し、123,080,000株となる予定であります。
- (注) 2. 当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行う予定であり、同日付で発行済株式の総数は、16,244,200株 (その内自己株式は118株※2021年10月末日時点) 増加し、32,488,400株 (自己株式236株を含む) となる予定であります。
- (注) 3. 当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行う予定ですが、2021年9月末日時点の持株数を記載しております。
- (注) 4. 持株比率は発行済株式の総数より自己株式数 (79株※2021年9月末日時点) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が242,000株、資本金及び資本準備金が9,075千円増加しております。

また、当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行う予定であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年9月30日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小椋 一宏	クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事長
代表取締役副社長	宮本 和明	カスタマー・サクセス・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事
取締役副社長	永留 義己	コーポレート・コミュニケーション・オフィス・ディビジョン 担当執行役員 ビジネス・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事
取締役副社長	天野 治夫	ビジネス・アドミニストレーション・ディビジョン 担当執行役員 ビジネスプランニングアンドアナリシス・ディビジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 監察人
取締役	後藤 文明	—	株式会社ベアーズ 取締役 株式会社モンスター・ラボ 取締役副社長
常勤監査役	田村 公一	—	—
監査役	早川 明伸	—	弁護士法人トラスト 早川経営法律事務所 代表弁護士 独立行政法人中小企業基盤整備機構 BusiNest アクセラレーターコースメンター GRAソリューションズ株式会社 代表取締役 株式会社モンスター・ラボ 監査役
監査役	小内 邦敬	—	Ebisu税理士法人 代表パートナー

- (注) 1. 2020年12月25日開催の第24期定時株主総会において、天野治夫氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 後藤文明氏は、社外取締役であります。
3. 田村公一氏、早川明伸氏及び小内邦敬氏は、社外監査役であります。
4. 小内邦敬氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、後藤文明氏並びに田村公一氏、早川明伸氏及び小内邦敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社では、迅速な業務執行を目的として、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在における、取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	田中 昌実	HDEディビジョン 担当
執行役員	汾陽 祥太	プレジデント・オフィス・ディビジョン 担当
執行役員	中込 剛	台湾オフィス・ディビジョン担当 兼 台湾惠頂益股份有限公司 董事兼総経理
執行役員	三宅 智朗	クラウド・セールス・ディビジョン 担当 カスタマー・マーケティング・ディビジョン 担当
執行役員	高須 俊宏	ピープル・ディビジョン 担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役又は各社外監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役、執行役、執行役員、退任役員、管理職従業員（ただし「重要な使用人」に選出された執行役員以外のものをいいます。）、社外派遣役員、相続人であり、取締役会決議により保険料は全額当社が負担することとしております。

当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項又は行為に該当した場合には、補填の対象としないこととしております。

- イ. 私的な利益又は便宜の供与を違法に得た場合
- ロ. 犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）を行った場合
- ハ. 法令に違反することを認識しながら行った行為
- ニ. 被保険者に報酬又は賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われた場合
- ホ. 公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行った場合
- ヘ. 贈収賄行為による公務員等に対する違法な利益の供与、申出を行った場合

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 方針の決定の方法

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の報酬等に係る決定方針を決議しております。

(b) 当該方針の内容の概要

イ. 基本方針

(i) 報酬の体系

当社の取締役の報酬は、基本報酬（金銭による固定報酬）のみの報酬体系とします。なお、今後業績連動報酬や株式報酬等（非金銭報酬等）が各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、これらを組み合わせた報酬体系とします。

(ii) 報酬の水準

当社の取締役の報酬水準は、当社又は当社グループの中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とします。

ロ. 業績に連動しない金銭報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の基本報酬は、同業又は同規模の他企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給するものとします。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬の割合を100%とします。なお、今後業績連動報酬や株式報酬等を報酬体系に組み合わせることが適切と判断した場合には、同業又は同規模の他企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して適切な報酬比率となるように決定するものとします。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、上記ロ.「業績に連動しない金銭報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針」で定めた評価算定要素を考慮して決定するものとしております。当事業年度におきましては、2020年12月25日開催の取締役会において、当社代表取締役社長 小椋一宏（クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン担当執行役員）に個人別の取締役の報酬額について具体的内容の決定を委任する旨の決議を行い、同代表取締役社長にて決定を行っております。こうした決定権限を委任した理由は、当該決定権限の行使に際し、

他の取締役と協議、議論を行う等の措置を講じていることにより、代表取締役社長による恣意性が介在する余地が小さく、一定以上の客観性と妥当性を担保できていると判断したためであり、また、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知している代表取締役社長は、適切に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

(c)当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個別報酬については、代表取締役社長が取締役会において必要な説明を行い、代表取締役一任の決議を経たうえで、個々の職責、業績貢献等を総合的に勘案して決定を行っていることから、取締役会としては、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改訂について

当社は、2021年11月25日開催の取締役会において、2022年9月期事業年度から新たな報酬制度を適用することを踏まえ、当社第25期定時株主総会において、株主総会参考書類第2号議案「取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」を付議し、当該議案が承認されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について改訂の決議をいたしました。改訂後の当該決定方針の内容については、株主総会参考書類の参考事項として掲載しております（40頁以下ご参照）。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社の取締役の報酬等は、2005年12月26日開催の第9期定時株主総会決議により、報酬等限度額を年額200百万円と定めております。なお、上記決議時における取締役の員数は4名です。

また、監査役の報酬等は、2005年12月26日開催の第9期定時株主総会決議により、報酬等限度額を年額30百万円と定めております。なお、上記決議時における監査役の員数は2名です。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	対象となる役員の員数（人）
取締役 (うち社外 取締役)	85 (4)	85 (4)	—	—	5 (1)

監査役 (うち社外 監査役)	22 (22)	22 (22)	—	—	3 (3)
----------------------	------------	------------	---	---	----------

(注) 当事業年度末日現在の員数は取締役5名、監査役3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	後藤 文明	株式会社ベアーズ 株式会社モンスター・ ラボ	取締役 取締役副社長	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	早川 明伸	弁護士法人トラスト 早川 経営法律事務所 独立行政法人中小企業 基盤整備機構 GRAソリューションズ株 式会社 株式会社モンスター・ ラボ	代表弁護士 BusiNestアクセラレー ターコースメンター 代表取締役 監査役	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	小内 邦敬	Ebisu税理士法人	代表パートナー	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度開催における取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務その他の活動状況
社外取締役	後藤 文明	取締役会に18回中17回 (出席率 94%)	当社の経営戦略、その他重要な経営事項の決定に際し、その妥当性・適正性を確保しつつ、当社の中長期的な企業価値向上を図るといった期待役割を担うなかで、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行うとともに、意見を述べております。

区分	氏名	当事業年度開催における取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、その他の活動状況
社外監査役	田村 公一	取締役会に18回中18回 (出席率 100%)、 監査役会に14回中14回 (出席率 100%)	長年に亘る管理部門における高い知見を活かし、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、年間監査役監査計画に従い、監査した内容を監査役会において報告及び共有することで、有効かつ効率的な監査機能を果たすとともに、会計監査人及び内部監査担当者と連携し、当社グループの監査に必要な情報を共有し、監査の有効性を高めております。
	早川 明伸	取締役会に18回中18回 (出席率 100%)、 監査役会に14回中14回 (出席率 100%)	弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、適宜、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
	小内 邦敬	取締役会に18回中18回 (出席率 100%)、 監査役会に14回中14回 (出席率 100%)	税理士としての企業会計及び税務会計分野における豊富な実務経験と高い専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、適宜、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額	33,500千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	37,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

①業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成され、法令、定款及び「取締役会規程」に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

(ii) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を監督します。

(iii) 取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用します。執行役員は、取締役会の決定のもと、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行します。

(iv) 全ての取締役及び従業員が、企業の社会的責任を常に認識し、また、単に明文化された法令・ルールへの遵守に留まらず、広く社会規範を遵守して行動ができるよう「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」（以下、総称して「コンプライアンス規程等」といいます。）を制定し、コンプライアンス経営を実践します。

(v) 「コンプライアンス規程等」に従い、コンプライアンス担当取締役を選任し、当該コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会の定期的開催と内部通報窓口との連携を以って、取締役及び従業員の法令違反及びその発生可能性につきモニタリング、調査及び監督指導します。

(vi) コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心として、代表取締役社長、取締役会、監査役会に報告される体制及び顧問弁護士に適宜相談、報告される体制を構築します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書、秘密情報及び個人情報について、法令、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に定めるところにより、適切に記録・保存、管理します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を制定し、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備します。

- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に係る事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催します。
 - (ii) 取締役は、IT技術を活用し、迅速かつ確かな経営情報の把握に努めます。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の取締役会において、子会社の経営状況について定期的に報告を受け、業務の適正を確保します。
 - (ii) 「リスク管理規程」に定めるリスク項目について、子会社の取締役会において、適宜評価を行い、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備します。
 - (iii) 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行います。
 - (iv) 内部監査担当者は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行います。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する体制
- (i) 監査役が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人を決定します。
 - (ii) 監査役を補助する使用人を設置した場合、当該使用人は監査役からの要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けません。
 - (iii) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役の同意を必要とします。
- (g) 取締役及び使用人による監査役への報告に関する体制
- (i) 取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。
 - (ii) 取締役、子会社の取締役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
 - (iii) 従業員及び子会社の従業員が、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、内部通報窓口又はその他の方法により、監査役に報告できる体制

とします。

(iv) 上記により監査役に報告を行った者に対して、不利益な取扱いを行わない体制とします。

(v) コンプライアンス担当取締役は、内部通報制度の通報の事実について、適宜遅滞なく監査役に報告を行います。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めることができます。

(ii) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(a) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

(b) コンプライアンス

当社は、当社及び当社子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により社内及び社外に通報窓口を設けるなど、コンプライアンス確保の実効性向上に努めております。

(c) リスク管理体制

当社グループにおけるリスク管理体制は、危機管理規程に基づき代表取締役社長が対策本部長となり、対策本部を設置し、取締役以下全社一丸となって迅速かつ冷静に対応する方針となっております。危機管理規程では、経営危機の範囲を明確に定義し、人命の保護・救助を最優先事項とした対応方針を定めております。

(d) 内部監査

内部監査担当者が作成した年間内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施し

ております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。ただし、将来において当社の企業価値向上を目的として買収防衛策等の導入が必要になった場合は、導入を検討する方針であります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

- (a) 配当につきましては、当社は設立以降、成長投資のための内部留保が必要な状況が継続しているため、配当の実績はありません。将来的には、成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のバランスを考慮し、最大限の株主利益を実現するための配当政策を実施することを基本方針としております。配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

当社の剰余金の配当は、年2回、中間配当及び期末配当を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、ARRの最大化に向けた施策の実施や新サービスの研究開発などに有効活用してまいりたいと考えております。

- (b) 自己の株式の取得につきましては、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,737,426	流動負債	2,548,842
現金及び預金	3,392,761	買掛金	24,151
売掛金	125,905	未払金	163,049
前払費用	216,298	前受収益	1,929,328
その他	2,463	未払法人税等	83,300
固定資産	753,791	賞与引当金	197,112
有形固定資産	171,443	その他	151,901
建物	128,923	固定負債	99,547
工具、器具及び備品	41,579	資産除去債務	61,531
建設仮勘定	941	その他	38,016
無形固定資産	1,450	負債合計	2,648,388
ソフトウェア	1,450	純資産の部	
投資その他の資産	580,898	株主資本	1,637,095
投資有価証券	308,373	資本金	512,228
繰延税金資産	24,374	資本剰余金	477,928
敷金及び保証金	160,808	利益剰余金	647,371
その他	87,344	自己株式	△432
		その他の包括利益累計額	205,734
		その他有価証券評価差額金	207,048
		為替換算調整勘定	△1,314
		純資産合計	1,842,829
資産合計	4,491,217	負債及び純資産合計	4,491,217

連結損益計算書

(自 2020年10月1日
至 2021年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,844,887
売上原価		821,701
売上総利益		4,023,187
販売費及び一般管理費		3,643,087
営業利益		380,100
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	6	
投資有価証券売却益	152	
為替差益	577	
助成金収入	2,500	
その他	31	3,303
経常利益		383,403
特別損失		
投資有価証券評価損	27,200	27,200
税金等調整前当期純利益		356,203
法人税、住民税及び事業税	150,435	
法人税等調整額	△18,067	132,368
当期純利益		223,835
親会社株主に帰属する当期純利益		223,835

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,706,305	流動負債	2,541,955
現金及び預金	3,350,576	買掛金	24,151
売掛金	117,613	未払金	166,237
前払費用	216,015	未払費用	86,241
その他	22,101	未払法人税等	83,127
固定資産	834,142	預り金	5,663
有形固定資産	171,443	前受収益	1,920,552
建物	128,923	賞与引当金	194,644
工具、器具及び備品	41,579	その他	61,340
建設仮勘定	941	固定負債	96,356
無形固定資産	1,450	資産除去債務	61,531
ソフトウェア	1,450	その他	34,825
投資その他の資産	661,249	負債合計	2,638,311
投資有価証券	308,373	純資産の部	
関係会社株式	81,591	株主資本	1,695,087
長期前払費用	83,412	資本金	512,228
繰延税金資産	24,374	資本剰余金	477,928
敷金及び保証金	159,568	資本準備金	477,928
その他	3,932	利益剰余金	705,364
		その他利益剰余金	705,364
		繰越利益剰余金	705,364
		自己株式	△432
		評価・換算差額等	207,048
		その他有価証券評価差額金	207,048
資産合計	4,540,447	純資産合計	1,902,136
		負債及び純資産合計	4,540,447

損益計算書

(自 2020年10月1日
至 2021年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,831,645
売上原価		821,701
売上総利益		4,009,944
販売費及び一般管理費		3,600,884
営業利益		409,060
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	6	
投資有価証券売却益	152	
助成金収入	2,500	
業務受託料	5,273	
その他	227	8,177
経常利益		417,237
特別損失		
投資有価証券評価損	27,200	27,200
税引前当期純利益		390,037
法人税、住民税及び事業税	150,435	
法人税等調整額	△18,067	132,368
当期純利益		257,669

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

HENNGE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村尚子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧野恭司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、HENNGE株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HENNGE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えたり合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

HENNGE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村尚子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧野恭司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HENNGE株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月24日

HENNGE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）田 村 公 一 ㊟

監査役（社外監査役）早 川 明 伸 ㊟

監査役（社外監査役）小 内 邦 敬 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役2名選任の件

当社の成長戦略実現の加速及びガバナンスの一層の強化により当社の中長期的な企業価値向上を図るため、社外取締役2名を増員することにつき、その選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <p style="text-align: center;">たかおか み お 高岡 美緒</p> <p>(1979年5月3日生)</p>	<p>1999年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社</p> <p>2002年7月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)入社</p> <p>2004年12月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)ヴァイスプレジデント 就任</p> <p>2006年4月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社</p> <p>2006年12月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 シニアヴァイスプレジデント資本市場部 部長</p> <p>2009年1月 マネックスグループ株式会社入社</p> <p>2014年1月 マネックスグループ株式会社 執行役員 新事業企画室長</p> <p>2014年4月 マネックスベンチャーズ株式会社 取締役 就任</p> <p>2017年9月 株式会社メディカルノート入社</p> <p>2017年9月 Arbor Ventures Partner 就任</p> <p>2018年3月 株式会社メディカルノート 取締役CFO 就任</p> <p>2020年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 就任 (現任)</p> <p>2021年3月 株式会社カヤック 社外取締役 就任 (現任)</p> <p>2021年4月 DNX Ventures Partner 就任(現任)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、ゴールドマン・サックス証券株式会社、モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)等、複数の証券会社において、戦略的M&A、新規事業開発、CVC(コーポレートベンチャーキャピタル)運営に携わり、また、その他の事業会社においては、取締役CFOとして、コーポレート・ファイナンス、管理部門、人事広報部門を管掌するなど、豊富な経験と知見を有しております。 当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、客観的な立場からの有益な意見や指摘は、当社の成長戦略の実現を加速させ、また、当社に新たな経営視点をもたらしていただけたと考えております。そのため、当社の社外取締役に適任であると判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。</p> <p>【期待される役割の概要】 同氏が選任された場合は、投資全般の経験と知見に加え、管理部門全般についての経験と知見を有していることから、事業開発及び内部統制全般については、バランス感覚を持った幅広い視点から、意見、指摘及び判断をいただき、当社の中長期的な企業価値向上に寄与していただくことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
2	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">加藤 道子 (1984年8月20日生)</p>	<p>2007年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)入社</p> <p>2010年7月 世界銀行グループ国際金融公社入社</p> <p>2014年5月 ハーバード・ビジネス・スクール卒業</p> <p>2014年8月 ユニゾン・キャピタル株式会社入社</p> <p>2018年7月 株式会社ABEJA入社</p> <p>2019年6月 株式会社ABEJA 取締役CFO 就任</p> <p>2020年12月 トヨタ・リサーチ・インスティテュート・アドバンスド・デベロップメント株式会社入社</p> <p>2020年12月 エキサイトホールディングス株式会社 社外取締役 就任 (現任)</p> <p>2021年1月 ウーブン・プラネット・ホールディングス株式会社 プリンシパル 就任 (現任)</p> <p>2021年9月 株式会社FIREBUG 社外監査役 就任 (現任)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)、世界銀行グループ国際金融公社及びユニゾン・キャピタル株式会社等において、M&A、資本調達、プライベート・エクイティ投資業務等に携わり、また、その他の事業会社においては、取締役CFOとして、コーポレート・ファイナンスを管掌するなど、豊富な経験と知見を有しております。 当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、独立、客観的な立場からの有益な意見や指摘は、当社の成長戦略の実現を加速させ、また、当社に新たな経営視点をもたらしていただけたと考えております。そのため、当社の社外取締役に適任であると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【期待される役割の概要】 同氏が選任された場合は、投資全般の経験と知見に加え、取締役CFOとしてコーポレート・ファイナンスの経験と知見を有していることから、特に当社の財務面の強みを活かした事業開発に関する意見、指摘及び判断をいただき、当社の中長期的な企業価値向上に寄与していただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 両候補者は、社外取締役候補者であります。
2. 候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
高岡美緒氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。
3. 加藤道子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 加藤道子氏が選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 両候補者が選任された場合には、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、両氏がその職務を行うことにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。両候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告15頁をご参照ください。また、当該保険契約は次回更新時においても、同様の内容で更新を予定しております。

第2号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2005年12月26日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は、年額20,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とされ、また当社の監査役の報酬額は年額3,000万円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）及び監査役（以下「対象監査役」といい、対象取締役とあわせて「対象取締役等」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役及び監査役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役等に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役について年額6,000万円以内（うち社外取締役500万円以内）、対象監査役について年額300万円以内といたします。

また、各対象取締役等への具体的な配分については、取締役会において（対象監査役については監査役の協議に基づき）決定することといたします。

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定め、その後、2021年11月25日開催の取締役会において、本議案が承認可決されることを条件として、当該方針を末尾に記載のとおり改訂の決議をしております。本議案は、当該改訂決議後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2021年10月31日時点）に占める割合は0.1%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち常勤監査役1名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）、監査役は3名（うち常勤監査役1名）となります。

また、対象取締役等は、当社の取締役会決議に基づき、本議案及び取締役会（対象監査役については監査役の協議）により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、対象取締役につき年16,000株以内（うち社外取締役分は年2,000株以内）、対象監査役につき年1,000株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

なお、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

- (1) 対象取締役等は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役等が、1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役等が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立

ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【取締役の個人別の報酬等の決定方針】

1. 基本方針

1) 報酬の体系

当社の取締役（社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による固定報酬である基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とする。

2) 報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社又は当社グループの中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とする。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社グループの業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材及び当社グループの中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社グループの中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目標とする。

2. 金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の基本報酬は、同業又は同規模の他企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給する。

3. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容及び額若しくは数並びに算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後に速やかに）、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬を支給する。譲渡制限付株式報酬の支給額については、基本報酬と比較して過大にならない範囲

で、個別の取締役の役位、職責、業績等を総合的に考慮して決定する。

4. 金銭による固定報酬である基本報酬の額及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、基本報酬を70%、株式報酬を30%とすることを目安とし、各社外取締役の報酬割合は、基本報酬を85%、株式報酬15%とすることを目安とし、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して適切な報酬比率となるように決定する。

5. 取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、本決定方針に従って決定する。

【個人別の取締役の報酬額の決定を代表取締役社長に委任する理由】

当社では、当該個人別の取締役の報酬額の決定権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が当該決定権限の行使にあたり、本決定方針に従って個人別の取締役の報酬額を決定することとしており、また、当該決定権限の行使に際し、他の取締役と協議、議論を行う等の措置を講じていることにより、代表取締役社長による恣意性が介在する余地が小さく、一定以上の客観性と妥当性を担保できていると判断しているためであり、また、代表取締役社長は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、適切に個人別の取締役の報酬額を決定できると判断しているため。

以上

HENGE株式会社 第25期定時株主総会会場案内図

会場：東京都渋谷区南平台町16-17 住友不動産渋谷ガーデンタワー 1F
ベルサール渋谷ガーデン



- (交通)
- 「神泉駅」南口より徒歩6分 (井の頭線)
 - 「渋谷駅」西口より徒歩10分 (JR線)
 - 「渋谷駅」A0出口より徒歩9分 (銀座線・半蔵門線・副都心線・田園都市線・東横線)
 - 「池尻大橋駅」東口より徒歩11分 (田園都市線)